

山陽学園大学・山陽学園短期大学
ガバナンス・コード

2022年9月28日

学校法人山陽学園

山陽学園大学・山陽学園短期大学

目 次

第1章 私立大学の自主性・自律性の尊重	3
1-1 建学の精神と教育の理念等	3
1-2 教育と研究の目的	3
第2章 安定性・継続性（本法人運営の基本）	5
2-1 理事会	5
2-2 理事	6
2-3 監事	6
2-4 評議員会	7
2-5 評議員	8
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	8
3-1 学長	8
3-2 教授会	9
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	9
4-1 学生に対して	9
4-2 教職員等に対して	9
4-3 社会に対して	10
4-4 危機管理及び法令遵守	10
第5章 透明性の確保（情報公開）	11
5-1 情報公開の充実	11

第1章 私立大学の自主性・自律性の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与するとともに、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

学校法人山陽学園（以下「本法人」）が運営する山陽学園大学及び山陽学園短期大学（以下「本学」）は、建学の精神と教育の理念に基づき、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、この「山陽学園大学・山陽学園短期大学ガバナンス・コード」を規範として、適切なガバナンスを確保し、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、本法人中期計画（以下「中期計画」）等を公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神と教育の理念等

(1) 建学の精神と教育の理念

① 建学の精神

建学の精神は、本法人の設立趣旨書にある「男女は車輪羽翼のごとし」という言葉に表れています。この建学の精神は、今日では、教育活動を通して、性別、人種、障害の有無等にかかわらず多様な人々が活躍できる共生社会の実現に寄与することを意味しています。

② 教育の理念

教育の理念は「愛と奉仕」という言葉で表現されています。愛とは慈愛、慈悲、思いやりの心のことであり、奉仕とは愛から生まれ、無償で人のために尽くすことを意味しています。

本学は、この理念を礎として山陽学園創立から今日までに培われた「一人ひとり」そして「人と人との出会い」を大切にす、学生本位の教育を進めています。

(2) 育成を目指す人材像

建学の精神及び教育の理念に基づいて本学が育成を目指す人材像は次のとおりです。

- ・人としての尊厳を尊重し、自尊心を持つとともに、利他の意識、他者とともに生きる力を身に付けた人材
- ・地域社会の発展に貢献できる専門知識や技能を身に付けるとともに、人生をよりよく生きるために不可欠な教養や思考力、判断力、コミュニケーション能力を培う「人間教育」によって豊かな人間力を備えた人材
- ・時代の変化に的確に対応し、主体的に課題を発見・解決できる能力を身に付けた、実社会で即戦力となる人材

1-2 教育と研究の目的

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神・理念に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

①-1 山陽学園大学の教育目的及び研究目的

山陽学園大学は、明治19年の山陽学園創立以来一貫して「愛と奉仕」を教育の理念とし、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、学術の中

心として総合人間学、地域マネジメント学および看護学に関する専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する事を目的としています。

①-2 山陽学園短期大学の教育目的及び研究目的

山陽学園短期大学は、山陽学園大学と同様に明治19年の山陽学園創立以来一貫して「愛と奉仕」を教育の理念とし、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として健康と栄養およびこどもの育成に関する専門的な理論と実際を教授研究し、教養の高い社会人を育成しています。

② 学部・学科の教育目的及び研究目的

〈山陽学園大学〉

ア 総合人間学部

国際化、情報化、多様化した現代社会の中で、自己を確立して人間らしく生き、より良好な社会や人間関係を構築するための理念や方途を教育研究し、それによって次世代を担う人材の社会貢献に資することを目的としています。

イ 地域マネジメント学部

理論と実践の往還により知識・技能を着実に修得し、地域の中核となって主体的・実践的に活躍できる人材を養成することで、地域社会の変革・創造に資することを目的としています。

ウ 看護学部

本学の伝統である「愛と奉仕」の精神に基づき、豊かな教養と人間愛を備え、科学的思考法と専門的知識・技術を体得し、社会的信頼を得るに足りる看護専門職者を育成することを目的とし、もって保健・医療・福祉の向上に貢献することを使命としています。

〈山陽学園短期大学〉

ア 健康栄養学科

健康と栄養に関する専門的な知識と技能を身につけ、食を通して地域の健康づくりに貢献する栄養士の育成を目的としています。

イ こども育成学科

豊かな感性と専門的な知識、実践的な技能を身につけ、一人ひとりの子どもの生きる喜びと力を育む保育者の育成を目的としています。

(2) 中期計画の実現に向けた取組み

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、中期計画を策定しています。
- ② 中期計画の進捗状況、財務状況については、本学内の自己評価委員会を中心にPDCAサイクルによる自己点検・自己評価を行うとともに、本法人の経営会議等で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期計画とするため、経営陣と経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重

視していきます。

- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、改革の実現に際して教職員からも積極的な提案がなされる、仕組みづくりを進めます。

(3) 本学の社会的責任等

- ① 自主的な運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生の保護者、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭においた大学運営を進めます。
- ③ 本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第 2 章 安定性・継続性（本法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っていることを認識し、設置者である本法人の経営を強化しその安定性と継続性を図り、本学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。

本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び本学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任します。

イ 副学長を置くなど、学長の担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を

図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事及び監事。以下同じ）は、その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合及びその職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員の本法人に対する責任が加重とならないよう、損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。

② 理事長を補佐する理事として、本法人の業務を執行する専務理事及びその担当業務を執行する常務理事を置くことができることとします。

③ 理事長及び理事の解任の要件及び手続きについては、寄附行為に明確に定めています。

④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。

⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑥ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑦ 本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。

② 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、寄付行為に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2名選任します。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事による監査

- ① 監事は、寄付行為に基づき監査を実施します。
- ② 監事は、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事の業務をサポートするため、監査室を設置します。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- ④ 役員報酬に対する報酬等の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄に関する事項
- ⑥ 本法人の解散及びこの場合における残余財産の処分に関する事項
- ⑦ 寄付金の募集に関する事項
- ⑧ 本法人の寄附行為の変更

- ⑨ その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- (2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。
- (3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して二倍を超える十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 本法人の職員のうちから、理事会において選任された者
 - イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、理事会において選任した者
 - ウ 本法人の設置する学校の在学者の保護者のうちから、理事会において選任した者
 - エ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者
- ③ 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 本法人は、評議員に対し、審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 本法人は、評議員に対し、審議事項以外の情報についても、必要に応じて適時報告するよう努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長は、山陽学園大学学長候補選考規程及び山陽学園短期大学学長候補選考規程に基づき設置された委員会が選定し、理事会に推薦した候補者案を基に理事会で選任します。

理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、大学の設置目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長の方針、本法人の中期計画や経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ① 本法人の組織及び運営に関する規程に基づき、大学及び短期大学に、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長を置きます。その具体的な職務については、副学長の主として担当する事項を定める要綱に定めています。
- ② 学部長及び短期大学部長は、本法人の組織及び運営に関する規程に基づき、学長の命を受け校務を掌理するとともに、調整を行います。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割及び学長との関係

学長が決定する事項のうち大学及び短期大学の教授会規程に定める事項に対して意見を述べるとともに、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議するために教授会を設置しています。

教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。

本学においても、ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部・学科ごとの3つの方針（ポリシー）

- ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- ウ 入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント

全教職員が一丸となり、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ファカルティ・ディベロップメント（FD）

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント（SD）

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

本学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられている認証評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

- ア 大規模災害
- イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

- ア 学生・生徒等の安全安心対策
- イ 減災・防災対策
- ウ ハラスメント防止対策
- エ 情報セキュリティ対策
- オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、本法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、本法人の運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、本法人の運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、これを踏まえ、主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進

学及び就職等の状況

- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 本法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官連携
- エ 高等学校との連携

② 計画等

- ア 本法人中期計画
- イ 本学の事業計画

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記(1)②及び本法人の中期計画に関する情報については、インターネット上での公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネット上での公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。